

**中小企業信用保険法第2条第4項5号の規定による認定申請について**  
**(セーフティネット保証5号認定)**

**1 提出書類**

(1) イ・ロ・ハ 共通

- ① 認定申請書 2通（認定後，1通を認定書としてお返しします）
- ② 売上高の根拠書類として，試算表など
  - ※ 兼業している場合は，主たる事業と全体の事業の双方の売上高がわかる資料が必要です。
- ③ 直近の決算書の写し
- ④ 許認可等の必要な業種は，許認可証等の写し
- ⑤ 商業登記簿謄本（履行事項全部証明書）：6か月以内に取得したもの・写しも可
- ⑥ 個人で，許認可等の必要のない業種の方は，所得税の確定申告書の写し
- ⑦ 代理人が申請する場合は，委任状

(2) ロ

- ① 原油等の仕入価格のわかる書類

(3) ハ

- ① 見込み売上高の算出根拠

**2 注意**

- (1) 一部対象から除外されている業種があります。中小企業庁のHP等で確認してください。
- (2) 売上高の最近3か月間とは，原則として認定申請月の前月までの5か月のうちの3か月間とします。23年4月に申請する場合は，22年11月から23年3月のうちの3か月間となります。
- (3) 兼業している場合，全体事業と主たる事業のそれぞれが認定要件を満たしていることが必要です。

(問い合わせ先)

〒737-8509

呉市中央6丁目2-9

呉市産業部商工振興課 工業係

担当：倉中・井坂

TEL 25-3308